

函館市健康増進計画策定推進委員会委員公募実施要領

1 目 的

函館市健康増進計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）の委員を指定するに当たり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は、1人とする。

3 任 期

委員の任期は、函館市健康増進計画策定推進委員会設置要綱第3条の規定による。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするが、その期間が1年未満のときは、1回に限り公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上で、市民の健康づくりに関し、知識、経験、関心等のある者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 本委員会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者。ただし、当該団体が複数の団体により組織される団体であるときは、役員を務めている者に限る。

※複数の団体により組織される団体とは、例えば、函館市PTA連合会、函館市町会連合会等をいう。

(2) 本市の他の委員会の委員を3以上兼ねている者（応募中のものを含む。）

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、電子メールまたは持参により応募する。なお、提出された申込書は返却しないものとする。

（応募先：函館市保健福祉部健康増進課

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号 TEL:0138-32-1515

E-mail:hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp)

6 広 報

応募に当たっては、市ホームページ等に応募記事を掲載する。

7 募集期間

令和7年9月12日(金)から令和7年9月26日(金)まで(当日消印有効)

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。

本委員会における青年(39歳以下)の委員の割合が、「附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4(2)」に定める青年登用率の目標値10%に達しない見込みで青年の応募があった場合は、優先的に青年の応募者を委員として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

別添

函館市健康増進計画策定推進委員会委員

1	函館市医師会
2	函館市医師会健診検査センター
3	函館歯科医師会
4	函館薬剤師会
5	北海道栄養士会函館支部
6	函館市町会連合会
7	函館市食生活改善協議会
8	函館市社会福祉協議会
9	函館市小学校長会
10	函館市中学校長会
11	函館市PTA連合会
12	函館市私学振興協議会
13	函館商工会議所
14	函館市内漁業協同組合長連絡協議会
15	函館市亀田農業協同組合
16	はこだて健幸プロジェクト
17	一般社団法人生命保険協会函館協会
18	公募委員